10　第四項第四号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後に一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である共済事業実施組合が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

第四条中「共済事業実施農業協同組合連合会」という。以下同じ。」を「共済事業実施農業協同組合連合会」という。」に改め、「その他の資本調達手段」の下に「（前条第四項第四号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。）」を、「資本調達手段の額」の下に「（次項において「控除額」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合における意図的に保有している保険会社の資本調達手段が当該保険会社にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している共済事業実施農業協同組合連合会の支払余力比率の算出の際に当該各号の下欄に定める額があるときは、同欄に定める額を控除額から控除することができる。この場合において、同欄に定める額が当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該控除することができる額は、同欄に掲げるものの額とする。

保険会社の資本調達手段	支払余力比率の算出の際の額
一　前条第四項第四号イに掲げるもの	前条第四項第四号イに掲げるものの額のうち算入されない額
二　前条第四項第四号ロに掲げるもの	次に掲げる額の合計額 イ　前条第四項第四号ロに掲げるものの額のうち算入されない額 ロ　前号の下欄に定める額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

第六条第一項第二号中「次に掲げるリスク相当額」を「別表第二に掲げる地震災害リスク相当額及び風水害リスク相当額」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「（法第十一条の十三に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）」を削り、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第三項中「別表第三」を「別表第四」に、「にそれぞれ同表の」を「からそれぞれ別表第五備考第二号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除して得られた額（デリバティブ取引によるリスクヘッジ効果を得るために同表の上欄に掲げるリスク対象資産に対応する同表の中欄に掲げるデリバティブ取引を行っている場合には、当該リスク対象資産の貸借対照表計上額を限度として、同号に規定するリスクヘッジの効果の額を控除した額）にそれぞれ別表第四の」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「当該合計額に百分の三十を乗じた額」を「別表第六に規定する分散投資効果の額」に改め、同条第四項中「別表第四」を「別表第七」に、「それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額」を「それぞれ当該リスク対象資産に係る別表第八の上欄に掲げるランクの区分に応じた別表第七の下欄に定めるリスク係数を乗じた額」に改め、同条第五項中「別表第五」を「別表第九」に改め、同条第六項中「算定する」を「計算する」に改め、同項第一号中「別表第六」を「別表第十」に、「同表の中欄」を「同表の下欄」に、「（共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「の額（支払余力比率」に、「同表の下欄」を「別表第十一の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄又は下欄」に改め、同項第二号中「別表第七」を「別表第十」に、「同表の中欄」を「同表の下欄」に、「（共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「の額（支払余力比率」に、「同表の下欄」を「別表第十一の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄又は下欄」に改め、同項第三号イ中「別表第八」を「別表第十二」に改め、同号ロ(3)及び(4)中「別表第九」を「別表第十三」に改め、同条第八項中「別表第十二」を「別表第十四」に、「算定する」を「計算する」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「規則第十四条第三号ホ」を「規則第十四条第三号ヘ」に、「算定する」を「計算する」に改め、同項第一号中「別表第十」を「別表第十五」に改め、同項第二号中「別表第十一」を「別表第十六」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　規則第十四条第三号ホに掲げる額は、別表第十四の第一欄に掲げる取引の区分に応じた同表の第二欄に掲げるリスク対象資産の額を同表の第三欄に掲げるリスク対象資産の所在地により区分し、それぞれ同表の第四欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

第八条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、「（規則第三十一条第一項第一号の共済掛金積立金をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十一条第一号中「法第十一条の十五の」を削り、同条第二号中「第三十一条第一項第三号の」を「第三十一条第一項第三号に掲げる」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　第三条第四項第一号に掲げる共済掛金積立金等余剰部分の額

第四十一条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第三条第四項第二号に掲げる契約者割戻準備金未割当部分の額

本則に次の一条を加える。

（劣後特約付金銭消費貸借）

第四十二条　規則第二百三十一条第一項第十九号の農林水産大臣が定める金銭の消費貸借は、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

一　担保が付されていないこと。

二　その弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

別表第一（第六条第一項第一号関係）を次のように改める。

別表第一（第六条第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	○・○六％
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	○・○○六％
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額	一％
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数	○・三％
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数	○・七五％
火災リスク	正味経過危険共済掛金と正味支払共済金額のうちいずれか大きい額	三十三％
自動車リスク		二十二％
傷害リスク		三十三％
その他のリスク（生命）		三十四％
その他のリスク（損害）		四十一％

備考

一　リスク対象金額は、出再額を控除した額とする。

二　個人年金共済期末責任準備金額からは、確定年金の支払を約した個人年金共済契約（確定年金以外の支払に契約内容を変更できるものを除く。）に係る責任準備金の額及び当該個人年金共済契約以外の個人年金共済契約であって、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを共済規程に定めている共済契約（年金支払開始前であるものに限る。）に係る責任準備金の額を除く。